

答申第 74 号

答 申

「令和 4 年 3 月 24 日付の個人情報開示決定通知書、及び、上記開示のなか同 4 年（以下不明）付の公安委員会宛の苦情の調査、及び、上記調査のなか黒塗にしている箇所殆どに係る請求者の情報全ての書類群（起案用紙等）」開示決定（部分開示）案件

第 1 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」とする。）の結論

令和 4 年 6 月 1 日付けで愛媛県公安委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報開示決定（部分開示）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 個人情報開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和 4 年 4 月 11 日、愛媛県消費生活条例及び愛媛県情報公開条例の一部を改正する等の条例（令和 4 年愛媛県条例第 34 号）附則第 4 項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例第 3 条の規定による廃止前の愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年愛媛県条例第 41 号。以下、単に「条例」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「令和 4 年 3 月 24 日付の個人情報開示決定通知書、及び、上記開示のなか同 4 年（以下不明）付の公安委員会宛の苦情の調査、及び、上記調査のなか黒塗にしている箇所殆どに係る請求者の情報全ての書類群（起案用紙等）」との内容により個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 個人情報開示結果

実施機関は、本件請求に係る個人情報が記載された公文書として、実施機関を補佐する職員が、令和 4 年 3 月 14 日付けで作成した「個人情報開示請求にかかる全部開示及び部分開示について（伺）」を件名とする起案用紙並びに同起案用紙に添付された個人情報開示決定通知書（部分開示）（令和 4 年 3 月 24 日付け、公委第 50 号）及び個人情報開示決定通知書（全部開示）（令和 4 年 3 月 24 日付け、公委第 51 号）」（以下「本件対象公文書」という。）を特定した上で、当該公文書の一部に、条例第 19 条第 2 項第 1 号、同第 1 号ウ、

同第3号及び同第7号に該当する非開示情報が含まれていることから、当該情報については非開示とし、令和4年6月1日付けで個人情報開示決定（部分開示）（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

請求人は、本件処分を不服として、令和4年9月12日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、本件処分を取り消し、全部開示することを求めて、審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第45条の規定により、令和5年2月24日付けで、審査会に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 審査請求の理由

請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

本件処分により、苦情調査結果が部分開示されたが、捏造まみれにされている。

くわえて、上記調査報告書は、令和2年〇月末頃の〇署〇〇課作成の使いまわしである。

(2) 反論書

ア 本件の争点は、過失でなく故意の下、犯罪行為により作成された文書の不開示がどこまで許されるのか、その犯罪者が、国民の日常にあって一番に信用せざるを得ない者であったとしたならばどうかということである。

イ 強力な公権力を有している組織の頂点が警察であり、事実上、一番の公権力を有しているのが、地域課の警官であるにもかかわらず、情報開示請求の際には、警部

補以下の警官の氏名、階級、年齢全てが黒塗りとされ個人情報を守られ、犯罪警官も然りである。

これは、憲法第15条第2項を遥かに超えた違反である。

ウ 本件処分により部分開示された実施機関宛て苦情に対する調査結果報告書は、犯罪を隠蔽するために作成された、我田引水仕様のフィクションである。

エ 実施機関の弁明書によれば、実施機関が、同補佐室の職員に苦情の調査を命じ、調査結果に関する報告書を作成させたとあるが、それは嘘である。

第4 実施機関の主張（要旨）

実施機関が弁明書において主張する本件処分とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 条例第19条第2項第1号（個人情報）及び同第1号ウ（警部補（同相当職を含む）以下の情報）の該当性について

(1) 警察官の年齢について

条例が非開示の例外と定める当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務執行の内容に係る情報に該当せず、開示すれば、個人の権利利益を害するおそれがあることから、非開示とした。

(2) 警部補（同相当職を含む）以下の氏名及び印影について

条例第19条第2項第1号ウ及び公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則（令和5年愛媛県公安委員会規則第6号）による改正前の「公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則」（平成17年愛媛県公安委員会規則第11号。以下「公安委員会規則」という。）第2条において非開示と定める警部補相当職以下の階級にある警察職員の氏名に係る情報であることから、非開示とした。

2 条例第19条第2項第3号（法人等に関する情報）の該当性について

(1) 店舗関係者から事情聴取した内容について

法人の販売事業におけるお客様対応に関する情報であり、開示すれば、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、非開示とした。

3 条例第19条第2項第7号（事務又は事業に関する情報）の該当性について

(1) 警察電話の番号について

警察組織内の連絡等の事務のために割り当てられた警察電話の番号に係る情報であり、開示すれば、各種事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、非開示とした。

(2) 店舗関係者から事情聴取した内容について

苦情に係る事実調査において店舗関係者が申し立てた内容に関する情報であり、開示すれば、今後の苦情事案における事実調査に支障を及ぼすおそれがあることから、非開示とした。

(3) 苦情調査担当者による事案の評価に関する情報について

調査担当者が、所要の調査を踏まえて事案を評価したことに係る情報であり、開示すれば、本件のみならず、今後の各種苦情事案における調査等にも支障を及ぼすおそれがあることから、非開示とした。

4 条例第21条（裁量的開示）の該当性について

裁量的開示を適用する理由は認められなかった。

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件対象公文書は、令和4年2月21日に請求人が個人情報開示請求を行い、同年3月24日に実施機関が部分開示決定及び全部開示決定をした際のものである。

実施機関は、その内、①起案用紙「個人情報開示請求にかかる全部開示及び部分開示について(伺)」、②苦情受理票、③起案用紙「公安委員会宛て苦情の調査結果について」、④公安委員会宛て苦情の調査結果についての4件の公文書に記載された「警察官の年齢」、「警部補（相当職を含む）以下の氏名及び印影」、「店舗関係者から事情聴取した内容」、「警察電話の番号」、「苦情調査担当者の事案を評価したことに係る情報」について、それぞれ条例の規定にのっとり、非開示としたことを主張している。

これに対し、請求人は、本件処分を破棄して全部開示することを求めると主張しているところであり、以下実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

2 処分に係る具体的な判断

(1) 条例第19条第2項第1号適用の可否について

実施機関は、④公安委員会宛て苦情の調査結果について内にある対象職員の年齢部分及び現場臨場者の年齢部分に記載された警察官個々の年齢については、職務執行とは直接の関係がなく、これらを開示すれば、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第19条第2項第1号に該当することから、非開示としたとしている。

これに対し、請求人は、開示された苦情調査結果は捏造まみれであるとした上で、犯罪行為により作成された文書を非開示としたことや、警察官が強大な公権力を有しているにもかかわらず、個人情報開示請求においては、警部補相当職以下の警官の氏名、階級及び年齢が非開示とされることで個人情報を守られ、犯罪をした警官も同様であることは、すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないとする憲法第15条第2項に反し違法であると主張する。

当審査会において、実施機関が非開示とした年齢部分について見分したところ、当該部分に警察官の年齢が記載されていることを確認した。

条例第19条第2項第1号では、開示請求者以外の者の個人情報が含まれる個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、開示しないと規定する一方、同号ただし書きウでは、当該情報が公務員等の職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分については除くと規定している。

しかしながら、ここでいう「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録された情報をいうと解されており、公務員の年齢に関する情報が、非開示情報の例外である職務の遂行に関する情報に該当しないことは言うまでもなく、開示請求者以外の個人に関する情報であることが明白である警察官個々の年齢を開示すれば、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとする実施機関の説明は合理的である。

これらのことから、当該非開示部分が条例第19条第2項第1号に該当するとして非開示とした実施機関の決定は、妥当なものと判断する。

なお、警察官の年齢に関する情報について、請求人の主張を基に、条例第21条が規定する裁量的開示を適用する理由があるか否かについては、後述することとする。

(2) 条例第19条第2項第1号ウ適用の可否について

実施機関は、①起案用紙「個人情報開示請求にかかる全部開示及び部分開示について(伺)」の起案者欄及び合議欄、②苦情受理票の氏名欄、担当者欄及び通知担当者欄、③起案用紙「公安委員会宛て苦情の調査結果について」の起案者欄、④公安委員会宛

て苦情の調査結果についての対象職員の氏名及び現場臨場者の氏名については、いずれも警部補以下の警察官のものであるところ、条例第19条第2項第1号ウは、公務員等の氏名を非開示情報の例外とする一方、開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員の氏名に係る情報は除くと規定し、また、公安委員会規則第2条は、前記職を警部補以下の階級にある警察官を持って充てる職及びこれに相当する警察官以外の職員をもって充てる職とするものと規定していることから、非開示としたとしている。

これに対し、請求人は、開示された苦情調査結果は捏造まみれであるとした上で、犯罪行為により作成された文書を非開示としたことや、警察官が強大な公権力を有しているにもかかわらず、個人情報開示請求においては、警部補相当職以下の警官の氏名、階級及び年齢が非開示とされることで個人情報が守られ、犯罪をした警官も同様であることは、すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないとする憲法第15条第2項に反し違法であると主張する。

当審査会において、実施機関が非開示とした印影及び氏名について見分したところ、当該部分に警部補相当職以下の階級にある警察職員の印影又は氏名が記載されていることを確認した。

条例第19条第2項第1号ウでは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を非開示の対象から除くと規定しているものである。

ただし、当該公務員等の氏名に係る情報にあつては、開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合の当該情報を除くと規定している。

さらに、公安委員会規則第2条において、条例第19条第2項第1号ウの公安委員会規則で定める職は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する警察官以外の職員をもって充てる職とすると規定しており、前記①乃至④に記載された氏名に係る情報が、警部補以下の警察官の氏名に係るものである以上、条例及び公安委員会規則の規定にのっとり非開示としたとする実施機関の説明は合理的である。

これらのことから、条例第19条第2項第1号ウに該当するとして非開示とした実施

機関の決定は、妥当なものとして判断する。

なお、警察官の氏名に関する情報について、請求人の主張を基に、条例第21条が規定する裁量的開示を適用する理由があるか否かについては、後述することとする。

(3) 条例第19条第2項第3号適用の可否について

実施機関では、④公安委員会宛て苦情の調査結果についての第2結論及び第3申出概要に対する検討の非開示部分については、現場対応時又は苦情申出の事案調査の過程で、警察官が店舗関係者から事情聴取した内容が記載されており、これらは店舗の販売事業におけるお客様対応に関する情報であり、開示することにより、苦情申出者と店舗との間で無用の紛議が生じたり、同法人に対する誹謗中傷が行われたりするなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第19条第2項第3号に該当することから、非開示としたとしている。

これに対し、請求人は、開示された苦情調査結果は捏造まみれであるとした上で、犯罪行為により作成された文書を非開示としたことは違法であるなどと主張している。

当審査会において、実施機関が非開示とした第2結論及び第3申出概要に対する検討の非開示部分について見分したところ、当該部分には、苦情受理票及び苦情の調査結果が作成される発端となった請求人と店舗関係者との間のトラブルに関して、店舗関係者に対する事情聴取等により判明した、店舗側の意向に係る情報及び店舗関係者の説明に係る情報が記載されていることを確認した。

条例第19条第2項第3号では、法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、又は実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものについては、非開示とすることを規定している。

実施機関は、現場対応時又は苦情申出の事案調査の過程で、店舗関係者から事情聴取した内容等は、店舗の販売事業におけるお客様対応に関する情報であり、開示することにより、請求人と店舗との間で無用の紛議が生じたり、同法人に対する誹謗中傷が行われたりするなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるなどと説明している。

たしかに、当該非開示部分を開示すれば、請求人と店舗との間で無用の紛議が生じ

たり、同法人に対する誹謗中傷が行われたりするなどの可能性は否定できないが、条例が非開示情報と規定する法人等に関する情報のうち、「当該事業に関する情報」とは、営利目的の有無を問わず、事業内容、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、「正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法人等の生産・技術・販売上のノウハウ、運営方針、経理、人事、労務管理等の情報で、開示することにより、法人等の事業活動等が損なわれると認められるもの及び法人等の名誉が侵害され、又は社会的信用若しくは社会的評価が低下するものをいうと解されている。

このことに鑑みれば、当該非開示部分が法人等に関する情報とまではいえない。

したがって、請求人の主張を考慮するまでもなく、条例第19条第2項第3号に該当するとして非開示とした実施機関の決定は、妥当ではないと判断する。

(4) 条例第19条第2項第7号適用の可否について

実施機関では、②苦情受理票の警電欄について、開示すれば通常事務における必要な連絡又は突発事案への対応等に支障を及ぼしたり、警察内部の連絡、調整事務等の適正な遂行に支障を及ぼしたりするおそれがあり、条例第19条第2項第7号に該当することから、非開示としたとしている。

また、④公安委員会宛て苦情の調査結果についての第2結論及び第3申出概要に対する検討の非開示部分について、本件関係者から無用の抗議を受けたり、紛議が生じたりするなど、業務に支障を及ぼすだけでなく、今後も発生が予想される各種苦情事案における調査等の対応にも支障を及ぼすおそれがあり、同第7号に該当することから、非開示としたとしている。

これに対し、請求人は、開示された苦情調査結果は捏造まみれであるとした上で、犯行行為により作成された文書を非開示としたことは違法であるなどと主張している。

当審査会において、実施機関が非開示とした②苦情受理票の警電欄並びに④公安委員会宛て苦情の調査結果についての第2結論及び第3申出概要に対する検討の非開示部分について見分したところ、当該部分には、警察電話の番号、調査担当者が所要の調査を踏まえた上で事案を評価したことに係る情報及び調査担当者からの依頼を受けた店舗関係者の説明内容に係る情報（法人等に関する情報を適用し非開示とした店舗関係者による意向及び説明内容と同一部分）が記載されていることを確認した。

条例第19条第2項第7号では、県の機関等が行う事務又は事業に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものについて、ア乃至オにより、監査、検査、契

約、交渉、評価、選考等を例示した上で、非開示とすることを規定している。

ここでいう「事務又は事業に関する個人情報」とは、当該事務又は事業に直接関わる個人情報だけではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むものであると解されているほか、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業にあつては、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生じるような場合や、開示することにより、関係者間の信頼関係を損なうことに繋がりかねない場合も、本号にいう「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると解されている。

さらに、本号は、県の機関等が行うすべての事務又は事業を対象としており、ア乃至オに掲げた事務又は事業以外も含まれると解されている。

はじめに、②苦情受理票の警電欄にある警察電話の番号について、実施機関内部の各係又は各担当者に割り振られた警察電話の番号を開示すれば、実施機関が主張するように、関係者からの個人を特定した脅迫、誹謗中傷又は無用の抗議のほか、事務妨害を目的とした架電の対象となるおそれが高く、これにより通常事務における必要な連絡又は突発事案への対応等に支障を及ぼしたり、警察内部の連絡、調整事務等の適正な遂行に支障を及ぼしたりするおそれがあると認められる。

次に、④公安委員会宛て苦情の調査結果についての第2結論及び第3申出概要に対する検討の非開示部分に関して、調査担当者が所要の調査を踏まえた上で事案を評価した内容に係る情報や、調査担当者からの依頼を受けた店舗関係者の申立内容に係る情報を開示すれば、調査担当者が、店舗関係者を含む本件関係者から無用の抗議を受けたり、紛議が生じたりするなど、業務に支障を及ぼすだけでなく、今後も対応を必要とされる各種苦情事案における調査等の過程において、将来的に個人情報開示が行われることで、自身が警察に対して行った説明が暴露されることによる影響を懸念した関係者が、事情聴取への協力を拒否することや、仮に協力を得られたとしても、形骸的な聴取に留まることなどにより、正確な事実関係の把握を行うことが困難になることが十分予想される。

したがって、警察電話の番号、事案に係る評価、請求人以外の関係者の意向及び申立内容を開示すれば、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は合理的である。

これらのことから、当該非開示部分が条例第19条第2項第7号に該当するとして非開示とした実施機関の決定は、妥当なものと判断するとともに、前記第5の2の(3)に

において、法人等に係る情報の該当性を認めなかった店舗関係者の意向及び説明内容についても、結局のところ、事務又は事業に関する情報として、非開示とされることが妥当であると判断する。

なお、警察電話の番号、事案に係る評価、請求人以外の関係者の意向及び申立内容について、請求人の主張を基に、条例第21条が規定する裁量的開示を適用する理由があるか否かについては、後述することとする。

(5) 条例第21条に規定される裁量的開示の可否について

条例第21条は、実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる」と裁量的開示を規定している。

実施機関は、本件請求については、裁量的開示を適用する理由は認められなかったと説明している。

他方、請求人は、開示された苦情調査結果は捏造まみれであるとした上で、犯罪行為により作成された文書を非開示としたことや、警察官が強大な公権力を有しているにもかかわらず、個人情報開示請求においては、警部補相当職以下の警官の氏名、階級及び年齢が非開示とされることで個人情報が守られ、犯罪をした警官も同様であることは、すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないとする憲法第15条第2項に反し違法であるなどと主張していることから、裁量的開示を行使する理由の有無について検討することとする。

条例に定める裁量的開示とは、条例第19条第2項各号に規定する非開示情報に該当すると判断する場合であっても、当該規定により保護する利益と、開示されることにより保護される個人の権利利益とを比較衡量して、開示することの利益が優越し、特に開示する必要があると認められるときに、実施機関の裁量により開示することができるというものであるが、実施機関による無制限の裁量を認めるものではなく、決して恣意的な裁量がなされてはならないと解されている。

前記第5の2の(1)乃至(4)で検討したとおり、法人等に関する情報を適用したこと以外に係る実施機関の判断は、条例の規定にのっとった妥当なものであると認められることから、それでもなお、開示することによる請求人の利益が、条例の規定により保護される請求人以外の個人の権利利益や事務又は事業の適正な遂行等を優越し、特に開示する必要があると認められるか否かが争点となると認められる。

この点について、請求人は、審査請求書及び反論書において、苦情調査結果が捏造

まみれであるということや、犯罪行為により作成された文書であるなどと主張しているが、実施機関としては、本件処分において開示した公文書の一つである「苦情申出書に対する回答について」に記載されているように、請求人からの苦情申出を受けて調査を行った結果、一連の職務執行は適正になされており、警察官の対応に問題は認められなかったと結論付けており、調査が捏造であることや、文書が犯罪行為により作成されたことなどに関する客観的な証拠が存在しない以上、実施機関が裁量を行使して開示する理由はない。また、警部補相当職以下の警察官の氏名、階級及び年齢が非開示とされることで個人情報を守られ、犯罪をした警官も同様であることは、憲法第15条第2項に反し違法であるなどの主張についても、請求人個人の独自の見解に過ぎず、実施機関が自らの裁量を行使する理由にはなり得ない。

これらのことから、条例第21条を適用しなかった実施機関の決定は、妥当なものと判断する。

3 請求人の意見について

その他請求人は警察への不満等を種々述べているが、これらは本件処分に対する審査会の判断に影響するものではない。

4 まとめ

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処理内容
令和5年2月24日	諮問
令和5年5月29日	審査会（第1回審議）
令和5年7月24日	審査会（第2回審議）
令和5年10月3日	審査会（第3回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	